

市会発議第3号

福知山市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記議案を別紙のとおり提出する。

令和7年3月27日

発議者	福知山市議会議員	足立 伸一
賛成者	福知山市議会議員	大谷 洋介
〃	〃	吉見 純男
〃	〃	高橋 正樹
〃	〃	塩見 聡
〃	〃	中嶋 守
〃	〃	イシワタ マリ
〃	〃	荒川 浩司

福知山市議会議長 田渕 裕二 様

(別紙)

福知山市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、基準日において会派の所属議員に刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束される処分を受けている者があるときは、当該基準日の属する月においては、その者を減じた数を当該会派の所属議員数とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。